

## 自賠責保険（共済）について（国土交通省より引用）

目的：

交通事故による被害者を救済するため、加害者が負うべき経済的な負担を補てんすることにより、基本的な対人賠償を確保する。

原動機付自転車（原付）を含むすべての自動車に加入が義務付けられています。

無保険車による事故、ひき逃げ事故の被害者に対しては、政府保障事業によって、救済が図られています。

自動車の運行で他人を死傷させた場合の人身事故による損害について支払われる保険で、物損事故は対象になりません。

被害者1名ごとに支払限度額が定められています。1つの事故で複数の被害者がいる場合でも、被害者の支払限度額が減らされることはありません。

被害者は、加害者の加入している損害保険会社（組合）に直接、保険金（共済金）を請求することができます

当座の出費（治療費等）にあてるため、被害者に対する仮渡金（かりわたしきん）制度があります

交通事故の発生において、被害者に重大な過失があった場合にのみ減額されます

### 主な車種・期間の保険料(共済掛金)

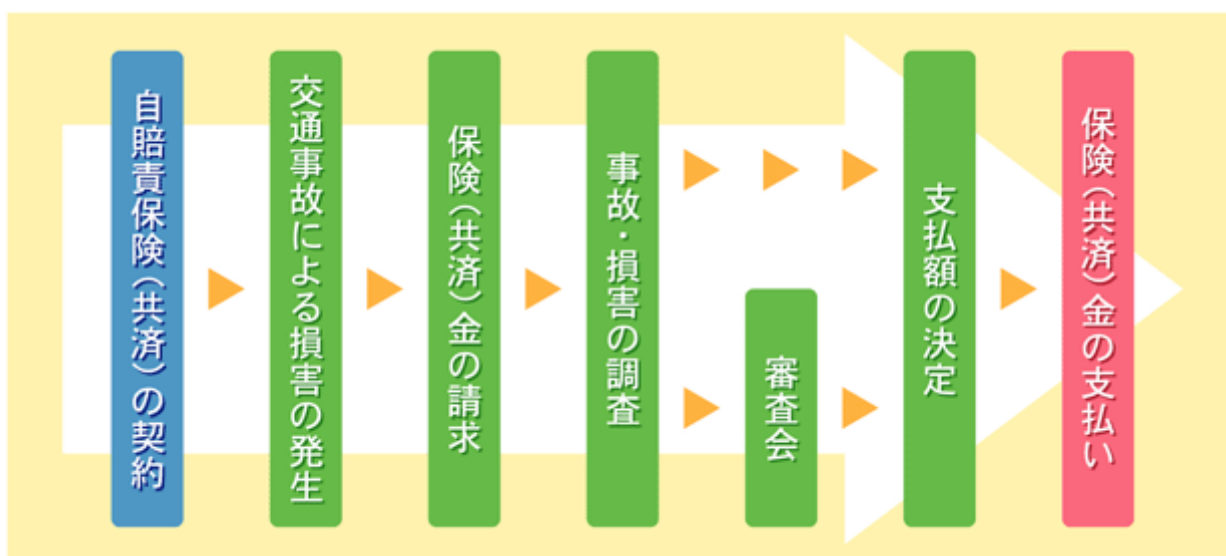
[詳しい保険料\(共済掛金\)についてはこちら【PDF/497KB】](#)

	60ヶ月	48ヶ月	36ヶ月	24ヶ月
自家用自動車	-	-	39,120円	27,840円
軽自動車	-	-	36,920円	26,370円
軽二輪				
(125ccを超え 250cc以下)	28,060円	23,560円	18,970円	14,290円
原動機付自転車 (125cc以下)	17,330円	14,890円	12,410円	9,870円

平成25年4月1日以降始期の契約で、離島以外の地域(沖縄県を除く)に適用する保険料(共済掛金)

### 自賠責保険金(共済金)支払までの流れ

- ▶ 契約から支払までは基本的に損害保険会社(組合)によって行われますが、保険金(共済金)の請求から支払までの流れは次のようになります。



- 1.請求書提出

請求者は、損害保険会社(組合)へ自賠責保険(共済)の請求書類を提出します。



- 2.損害調査依頼

損害保険会社(組合)では、請求者から提出された自賠責保険(共済)の請求書類を確認して、損害保険料率算出機構(以下「損保料率機構」といいます。)の調査事務所に送付します。

**損害保険料率算出機構とは**

損害保険料率算出機構は「損害保険料率算出団体に関する法律(昭和23年7月施行)」に基づき、設立された団体で、自賠責保険の基準料率の算出を行うとともに、事業の一環として、自賠責損害調査センターにおいて、全国に地区本部、自賠責損害調査事務所を設置し、自賠責保険(共済)の損害調査を行っています。



- 3.損害調査

調査事務所においては、事故の発生状況、支払いの適確性(自賠責保険(共済)の対象となる事故かどうか、また、傷害と事故の因果関係など)及び発生した損害額などを公正かつ中立の立場で調査をします。



- 4.損害報告

損保料率機構調査事務所は、損害保険会社(組合)に調査結果を報告します。



- 5.保険金(共済金)支払

損害保険会社(組合)は、支払額を決定し、請求者に自賠責保険金(共済金)を支払います。(JA 共済連(全国共済農業協同組合連合会)については、事故の損害調査に損保料率機構を利用していませんが、同様に調査・審査を実施しています)。



- 6.保険金(共済金)受取

以上のような流れで、保険金(共済金)を受け取ることができます。

- 特に慎重かつ客観的な判断を必要とする事案は「特定事案」として、損保料率機構本部に設置された自賠責保険(共済)審査会で審査することとしています。
- 国土交通省及び金融庁は、公平かつ迅速な支払いを確保するため、法律に基づき [支払基準](#) を定めています。損害保険会社(組合)は、保険金(共済金)を支払うときは、この [支払基準](#) に従って支払うこととなっております。

▲このページの先頭へ

## 自賠責保険金(共済金)の請求方法、請求に必要な書類

### 自賠責保険金(共済金)請求の種類

---

自賠責保険(共済)の保険金(共済金)等の請求については、被害者が直接損害保険会社(組合)とのやりとりをすることもあります。

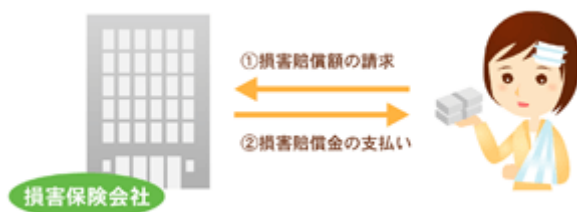
- 加害者請求

加害者がまず被害者に損害賠償金を支払い、そのあとで保険金(共済金)を損害保険会社(組合)に請求します。



- 被害者請求

加害者側から賠償が受けられない場合、加害者が加入している損害保険会社(組合)に損害賠償額を直接請求することもできます。



## ・さしあたりの費用について

▶ 被害者はすぐに治療費の支払等のお金が必要になります。その費用をまかなうお金が早く受け取れるよう、**仮渡金(かりわたしきん)制度**があります。

- 仮渡金(かりわたしきん)

加害者が加入している損害保険会社(組合)に対し、死亡の場合 290 万円、傷害の場合は程度に応じて 5 万円、20 万円、40 万円が請求できます。

## ・請求に必要な書類

提出書類

被害者請求  
仮渡金

<p>仮渡金請求の際に提出していただいた書類は、損害賠償額請求の場合には再提出していただく必要はありません。</p> <p>太字の用紙は損害保険会社(組合)に備え付けてあります。</p>		取付け先	死 後 遺 傷 死 傷 亡 障 害 害 亡 害
1、	保険金(共済金)・損害賠償額・仮渡金支払請求書		
2、	交通事故証明書(人身事故)	自動車安全運転センター	
3、	事故発生状況報告書	事故当事者等	
4、	医師の診断書または死体検案書(死亡診断書)	治療を受けた医師または病院	
5、	診療報酬明細書	治療を受けた医師または病院	○
6、	通院交通費明細書		
7、	付添看護自認書または看護料領収書		○ ○
	休業損害の証明は		
8、	<p>1. 給与所得者 事業主の休業損害証明書(源泉徴収票添付)</p> <p>2. 自由業者、自営業者、農林漁業者 納税証明書、課税証明書(取得額の記載されたもの)または確定申告書 等</p>	<p>休業損害証明書は事業主 納税証明書、課税証明書等は税務署または市区町村</p>	○ ○ ○
9、	<p>損害賠償額の受領者が請求者本人であることの証明(印鑑証明書)</p> <p>被害者が未成年で、その親権者が請求する場合は、上記のほか、当該未成年者の住民票または戸籍抄本が必要です。</p>	<p>住民登録をしている市区町村、本籍のある市区町村</p>	
10、	<p>委任状および(委任者の)印鑑証明</p> <p>死亡事故等で請求権者が複数いる場合は、原</p>	<p>印鑑登録をしている市区町村</p>	○ ○ ○ ○ ○

則として1名を代理者として、他の請求権者全員の委任状および印鑑証明が必要です。

11、戸籍謄本	本籍のある市区 町村
12、後遺障害診断書	治療を受けた医 師または病院
13、レントゲン写真等	治療を受けた医 師または病院 ○ ○ ○

(注1) 印は必ず提出していただく書類。○印は事故の内容によって提出していただく書類です。

(注2) 上記以外の書類が必要なときは、損害保険会社(組合)または自賠責損害調査事務所から連絡されています。

## 自賠責保険(共済)の限度額と補償内容

損害に応じて支払われる保険金(共済金)には、傷害・死亡・後遺障害・死亡に至るまでの傷害について、それぞれ支払限度額があります。

[・傷害による損害](#) [・後遺障害による損害](#) [・死亡による損害](#)  
傷害による損害

- 傷害による損害は、治療関係費、文書料、休業損害および慰謝料が支払われます。



### ■ 限度額

(被害者1名につき) **120万円**

### ■ 補償内容

支払の対象となる損害

支払基準

治療費	診察料や手術料、または投薬料や処置料、入院料等の費用など。	治療に要した、必要かつ妥当な実費が支払われます。
看護料	原則として12歳以下の子供に近親者等の付き添いや、医師が看護の必要性を認めた場合の、入院中の看護料や自宅看護料・通院看護料。	入院1日4,100円、自宅看護か通院1日2,050円。これ以上の収入減の立証で近親者19,000円、それ以外は地域の家政婦料金を限度に実額が支払われます。
諸雑費	入院中に要した雑費。	原則として1日1,100円が支払われます。
治療関係費	通院交通費	通院に要した、必要かつ妥当な実費が支払われます。
義肢等の費用	義肢や義眼、眼鏡、補聴器、松葉杖などの費用。	必要かつ妥当な実費が支払われ、眼鏡の費用は50,000円が限度。
診断書の費用	診断書や診療報酬明細書などの発行手数料。	発行に要した、必要かつ妥当な実費が支払われます。
文書料	交通事故証明書や印鑑証明書、住民票などの発行手数料。	発行に要した、必要かつ妥当な実費が支払われます。
休業損害	事故の傷害で発生した収入の減少(有給休暇の使用、家事従事者を含む)。	原則として1日5,700円。これ以上の収入減の立証で19,000円を限度として、その実額が支払われます。
慰謝料	交通事故による精神的・肉体的な苦痛に対する補償。	1日4,200円が支払われ、対象日数は被害者の傷害の状態、実治療日数などを勘案して治療期間内で決められます。

[▲ このページの先頭へ](#)

## 後遺障害による損害

- 後遺障害による損害は、障害の程度に応じて逸失利益および慰謝料等が支払われます。
- 後遺障害とは、自動車事故により受傷した傷害が治ったときに、身体に残された精神的又は肉体的な毀損状態のことで、傷害と後遺障害との間に相当因果関係が認められ、

かつ、その存在が医学的に認められる症状をいい、具体的には自動車損害賠償保障法施行令別表第一又は第二に該当するものが対象となります。



#### ■ 限度額

①神経系統の機能や精神・胸腹部臓器への著しい障害で、  
介護を要する障害  
(被害者1名につき) 常時介護を要する場合(第1級) **4,000万円**  
随時介護を要する場合(第2級) **3,000万円**

②上記1以外の後遺障害  
(被害者1名につき) (第1級) **3,000万円** ~ (第14級) **75万円**

#### ■ 補償内容

支払の対象となる損害 支払基準

逸 身体に残した障害  
失 による労働能力の  
利 減少で、将来発生  
益 するであろう収入  
減。

収入および障害の各等級(第1~14級)に応じた労働能力喪失率  
で、喪失期間などによって算出します。

慰 交通事故による精  
謝 神的・肉体的な苦  
料 痛に対する補償。  
等

上記1の場合、(第1級)1,600万円、(第2級)1,163万円が支払われ、  
初期費用として(第1級)500万円、(第2級)205万円が加算されます。  
上記2の場合、(第1級)1,100万円~(第14級)32万円が支払われ、  
いずれも第1~3級で被扶養者がいれば増額されます。

➡ [後遺障害等級表はこちら](#)

▲ [このページの先頭へ](#)

死亡による損害



- 死亡による損害は、葬儀費、逸失利益、被害者および遺族の慰謝料が支払われます。



### ■ 限度額

(被害者1名につき) **3,000万円**

### ■ 補償内容

支払の対象となる損害

葬儀通夜、祭壇、火葬、墓石などの費用(墓地、香典返しなどは除く)。

逸失利益 被害者が死亡しなければ将来得たであろう収入から、本人の生活費を控除したもの。

被害者本人の慰謝料。

慰謝料 遺族の慰謝料は、遺族慰謝料請求者1名で550万円、2名で650万円、3名以上料権者(被害者の父母、配偶者及び子)の人数により異なります。

死亡に至るまでの傷害の損害については、「傷害による損害」の規定が準用されます。

支払基準

60万円が支払われ、立証資料等によって、これを明らかに超えるなら、100万円までで妥当な額が支払われます。

収入および就労可能期間、そして被扶養者の有無などを考慮のうえ算出します。

350万円が支払われます。

請求者1名で550万円、2名で650万円、3名以上で750万円が支払われ、被害者に被扶養者がいるときは、さらに200万円が加算されます。

▲このページの先頭へ

### 減額

▶ 次の場合、自賠責保険(共済)で支払われる金額につき、減額が行われます。

- 被害者に重大な過失があった場合
- 受傷と死亡または後遺障害との間の、因果関係の有無の判断が困難な場合

▲このページの先頭へ

## 支払基準

自賠責保険(共済)は、自動車事故の被害者に対する基本補償を確保するため、被害者の人身損害について、政令で定められた一定の保険金(共済金)等の限度額の範囲内で支払うものです。この保険金(共済金)等の支払に関して、迅速かつ公平な保険金(共済金)等の支払を確保するため、損害保険会社(組合)は、傷害、後遺障害、死亡のそれぞれの損害額の算出基準を定めた[支払基準](#)に従って支払わなければならないとされています。

## 参考資料

- [自動車損害賠償責任保険の保険金及び自動車損害賠償責任共済の共済金等の支払基準](#) [PDF/25.8KB]
- [労働能力喪失率表](#) [PDF/9.68KB]
- [就労可能年数とライプニッツ係数表](#) [PDF/9.11KB]
- [平均余命年数とライプニッツ係数表](#) [PDF/8.32KB]
- [全年齢平均給与額](#) [PDF/7.57KB]

▲このページの先頭へ

## 保険金が支払われないケース

100%被害者の責任で発生した事故(無責事故といえます)については、相手車両の自賠責保険金(共済金)の支払対象になりません。

### 「無責事故」三大要因

- 無責事故には下記のようなケースがあり、自賠責保険(共済)の支払対象にはなりません。



➡被害車両がセンターラインオーバーによる事故。



⇒ 被害車両が赤信号無視による事故



⇒ 追突した側が被害車両。

介護を要する後遺障害の場合の等級及び限度額

等級	介護を要する後遺障害	保険金(共済金)額
第一級	1. 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	3,000 万円
	2.	
	3. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を 4,000 万円要するもの	
	4.	
第二級	1. 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	3,000 万円
	2. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	
	3.	

【備考】各等級の後遺障害に該当しない後遺障害であつて、各等級の後遺障害に相当するものは、当該等級の後遺障害とする。

-----  
 後遺障害の等級及び限度額

等級	後遺障害	保険金(共済金)額
第一級	1. 両眼が失明したもの	3,000 万円
	<b>2. 咀嚼及び言語の機能を廃したもの</b>	
	3. 両上肢をひじ関節以上で失つたもの	
	4. 両上肢の用を全廃したもの	
	5. 両下肢をひざ関節以上で失つたもの	
	6. 両下肢の用を全廃したもの	
第二級	1. 一眼が失明し、他眼の視力が〇・〇二以下になつたもの	2,590 万円
	2. 両眼の視力が〇・〇二以下になつたもの	
	3. 両上肢を手関節以上で失つたもの	
	4. 両下肢を足関節以上で失つたもの	
第三級	1. 一眼が失明し、他眼の視力が〇・〇六以下になつたもの	2,219 万円
	<b>2. 咀嚼又は言語の機能を廃したもの</b>	
	3. 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの	
	4. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの	
	5. 両手の手指の全部を失つたもの	
第四級	1. 両眼の視力が〇・〇六以下になつたもの	1,889 万円
	<b>2. 咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの</b>	
	3. 両耳の聴力を全く失つたもの	
	4. 一上肢をひじ関節以上で失つたもの	
	5. 一下肢をひざ関節以上で失つたもの	
	6. 両手の手指の全部の用を廃したもの	
	7. 両足をリスフラン関節以上で失つたもの	

第五級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 一眼が失明し、他眼の視力が〇・一以下になつたもの</li> <li>2. 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの</li> <li>3. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの</li> <li>4. 一上肢を手関節以上で失つたもの</li> <li>5. 一下肢を足関節以上で失つたもの</li> <li>6. 一上肢の用を全廃したもの</li> <li>7. 一下肢の用を全廃したもの</li> <li>8. 両足の足指の全部を失つたもの</li> </ol>	1,574 万円
第六級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 両眼の視力が〇・一以下になつたもの</li> <li>2. <b>咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの</b></li> <li>3. 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になつたもの</li> <li>4. 一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの</li> <li>5. 脊柱に著しい変形又は運動障害を残すもの</li> <li>6. 一上肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの</li> <li>7. 一下肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの</li> <li>8. 一手の五の手指又はおや指を含み四の手指を失つたもの</li> </ol>	<b>1,296 万円</b>
第七級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 一眼が失明し、他眼の視力が〇・六以下になつたもの</li> <li>2. 両耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの</li> <li>3. 一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの</li> <li>4. 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</li> </ol>	1,051 万円

5. 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの
6. 一手のおや指を含み三の手指を失つたもの又はおや指以外の四の手指を失つたもの
7. 一手の五の手指又はおや指を含み四の手指の用を廃したもの
8. 一足をリスフラン関節以上で失つたもの
9. 一上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの
10. 一下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの
11. 両足の足指の全部の用を廃したもの
12. 外貌に著しい醜状を残すもの
13. 両側の睾丸を失つたもの

1. 一眼が失明し、又は一眼の視力が〇・〇二以下になつたもの
2. 脊柱に運動障害を残すもの
3. 一手のおや指を含み二の手指を失つたもの又はおや指以外の三の手指を失つたもの
4. 一手のおや指を含み三の手指の用を廃したもの又はおや指以外の四の手指の用を廃したもの
5. 一下肢を五センチメートル以上短縮したもの
6. 一上肢の三大関節中の一関節の用を廃したもの
7. 一下肢の三大関節中の一関節の用を廃したもの
8. 一上肢に偽関節を残すもの
9. 一下肢に偽関節を残すもの
10. 一足の足指の全部を失つたもの

第八級

819 万円

1. 両眼の視力が〇・六以下になつたもの
2. 一眼の視力が〇・〇六以下になつたもの
3. 両眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの
4. 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
5. 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの
6. **咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの**
7. 両耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話

第九級

616 万円

声を解することができない程度になつたもの

8. 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になつたもの
9. 一耳の聴力を全く失つたもの
10. 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの
11. 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの
12. 一手のおや指又はおや指以外の二の手指を失つたもの
13. 一手のおや指を含み二の手指の用を廃したのもの又はおや指以外の三の手指の用を廃したもの
14. 一足の第一の足指を含み二以上の足指を失つたもの
15. 一足の足指の全部の用を廃したもの
16. 外貌に相当程度の醜状を残すもの
17. 生殖器に著しい障害を残すもの

1. 一眼の視力が〇・一以下になつたもの
2. 正面を見た場合に複視の症状を残すもの
3. **咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの**
4. **十四歯以上に対し歯科補綴を加えたもの**
5. 両耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になつたもの
6. 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になつたもの
7. 一手のおや指又はおや指以外の二の手指の用を廃したもの
8. 一下肢を三センチメートル以上短縮したもの
9. 一足の第一の足指又は他の四の足指を失つたもの
10. 一上肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの

第十級

461 万円

11. 一下肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの

1. 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの

2. 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの

3. 一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの

**4. 十歯以上に対し歯科補綴を加えたもの**

5. 両耳の聴力が一メートル以上の距離では小声を解することができない程度になつたもの

6. 一耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの

7. 脊柱に変形を残すもの

8. 一手のひとさし指、なか指又はくすり指を失つたもの

9. 一足の第一の足指を含み二以上の足指の用を廃し

たもの

10. 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの

1. 一眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの

2. 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの

**3. 七歯以上に対し歯科補綴を加えたもの**

4. 一耳の耳殻の大部分を欠損したもの

5. 鎖骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの

6. 一上肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの

7. 一下肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの

8. 長管骨に変形を残すもの

9. 一手のこ指を失つたもの

第十一級

331 万円

第十二級

224 万円



10. 一手のひとさし指、なか指又はくすり指の用を廃した  
もの
11. 一足の第二の足指を失つたもの、第二の足指を含  
み二の足指を失つたもの又は第三の足指以下の三  
の足指を失つたもの
12. 一足の第一の足指又は他の四の足指の用を廃した  
もの
13. 局部に頑固な神経症状を残すもの
14. 外貌に醜状を残すもの

1. 一眼の視力が〇・六以下になつたもの
2. 正面以外を見た場合に複視の症状を残すもの
3. 一眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの
4. 両眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげ  
を残すもの

**5. 五歯以上に対し歯科補綴を加えたもの**

6. 一手のこ指の用を廃したもの
7. 一手のおや指の指骨の一部を失つたもの
8. 一下肢を一センチメートル以上短縮したもの

第十三級

**139 万円**

9. 一足の第三の足指以下の一又は二の足指を失つた  
  
もの

10. 一足の第二の足指の用を廃したもの、第二の足指  
を含み二の足指の用を廃したもの又は第三の足指  
以下の三の足指の用を廃したもの
11. 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの

1. 一眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげ  
を残すもの

**2. 三歯以上に対し歯科補綴を加えたもの**

3. 一耳の聴力が一メートル以上の距離では小声を解  
することができない程度になつたもの
4. 上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残す  
もの
5. 下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残す

第十四級

**75 万円**

もの

6. 一手のおや指以外の手指の指骨の一部を失つたもの
7. 一手のおや指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの
8. 一足の第三の足指以下の一又は二の足指の用を廃したもの
9. 局部に神経症状を残すもの

【備考】

1. 視力の測定は、万国式試視力表による。屈折異状のあるものについては、矯正視力について測定する。
2. 手指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。
3. 手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、又は中手指節関節若しくは近位指節間関節(おや指にあつては、指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいう。
4. 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいう。
5. 足指の用を廃したものとは、第一の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失つたもの又は中足指節関節若しくは近位指節間関節(第一の足指にあつては、指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいう。
6. 各等級の後遺障害に該当しない後遺障害であつて、各等級の後遺障害に相当するものは、当該等級の後遺障害とする。